

第2章 環境像の実現に向けた取組

1. 多様な自然との共生

1. 多様な自然との共生

本市は海、山、川など豊かな自然に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息・生育しており、これらは市民が共有する地域の財産として、後世に引き継いでいく必要があります。

そのため、自然の厳しさに対応しつつ自然の恵みを持続的に活用し、また自然生態系や良好な景観を維持するとともに、市民が快適な暮らしを営むことができる「多様な自然との共生」を目指します。

(1) 自然環境

1) 現況と課題

本市には、地形の多様性を反映し、湊のケヤキ・シロダモ林、金華山の植物群落、北上川の河辺植生などの貴重な植物群落が存在しており、特に、名振沖の八景島^{なぶりや}は、太平洋沿岸北部におけるタブノキなどの暖地性植物群落として国の天然記念物の指定を受けています。

環境省及び宮城県のレッドデータブックに掲げられている絶滅危惧種も多く生息しており、翁倉山^{おきなくら}のイヌワシの繁殖地は国の天然記念物に、また、大指沖^{おおさし}の双子島はウミネコ等の繁殖地として県の天然記念物に指定されているほか、金華山はニホンジカの生息地として全国的にも知られています。

その他、かつての南三陸金華山国定公園を編入した三陸復興国立公園や県立自然公園旭山^{けんじょう}、硯上山万石浦県立自然公園、翁倉山県自然環境保全地域などが指定されています。

このように、本市は豊かな自然に恵まれている一方で、自然環境を保全する上で多くの課題を抱えています。

平野では市街地の拡大等により農地や屋敷林などが縮小し、カエル類など環境の変化に弱い生物が少なくなっています。また、海岸部などで松くい虫によるマツへの被害が続いているほか、市内各所ではニホンジカの数が増加しており、生息域の拡大は、地域環境に深刻な影響を及ぼしていることから、捕獲圧の強化等の計画的な管理が望まれます。

また、捕獲後の適正な処理とともに、狩猟副産物の有効利用についても、検討が必要となっております。近年では、市内でツキノワグマの出没も確認されています。加えて、東日本大震災後の復旧・復興事業においては、周辺の自然環境への配慮が求められています。

第2章 環境像の実現に向けた取組

また、外来生物の侵入などによる在来の生態系へのかく乱が懸念されています。国でも生物多様性国家戦略の策定や特定外来生物法の施行により生態系の保全を推進しており、本市でも外来生物に対する規制などの対策が求められています。

失われた自然を回復することは大変難しく、また時間がかかります。これらの問題を踏まえ、自然環境の保全を進めていく必要があります。

■市内で生息等が確認されたことのある動植物の種数

項 目	生息・生育種数	重要な種（※）
哺乳類	37種	4種
鳥 類	302種	66種
爬虫類	11種	なし
両生類	15種	6種
昆虫類	2,364種	119種
魚 類	373種	9種
植 物	1,689種	174種

※）重要な種：文化財保護法の特別天然記念物・天然記念物及び国のレッドリスト、宮城県レッドリストに記載されている種

資料：石巻市

2) 環境目標と指標

自然環境に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『豊かな自然環境を保全します』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
「多くの自然や生物に恵まれている」といった自然環境の満足度	47.3%	60.0%

1. 多様な自然との共生

■環境指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
森林面積	31,170ha	現状維持
農用地面積	9,320ha	現状維持
市内で生息等が確認されたことのある動植物のうち国や県の重要な種数	378 種	現状維持

■取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
松くい虫対策事業による伐倒駆除率	97.1%	100.0%
ニホンジカ捕獲数	1,396 頭/年	1,700 頭/年
	(本市及び女川町の区域内での捕獲数)	
間伐事業整備面積 (国有林を除く)	267.82ha	415ha

3) 市が実施する施策

- 自然環境の確認調査を実施します。
- 野生生物の生息・生育環境の保護に努めます。
- 自然環境の保全に関する普及・啓発を推進します。
- 自然環境に影響を与える無秩序な開発を抑制し、自然環境を保全します。
- 森林の状況に応じた適切な管理を推進します。
- ニホンジカ生息域の拡大を抑えるため、捕獲圧強化に取り組みます。
- 捕獲後の適正な処理に向け、ジビエやペットフードとしての利用についても、検討します。
- 外来生物による環境への影響等について普及・啓発を推進します。

第2章 環境像の実現に向けた取組

- 生物多様性地域戦略を推進します。
- 自然に親しむ機会（自然観察会など）の充実を図ります。
- 森林や農地などの保全と利用のバランスに配慮し、自然とのふれあいの機会を創出します。
- 三陸復興国立公園や関連する長距離自然歩道、里山・里海フィールドミュージアム等の整備、利用に協力します。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・自然をごみで汚したり、踏み荒らしたりすることのないようにします。
- ・希少な動植物を持ち帰ることのないようにします。
- ・生態系を守るため、ペットを捨てたり、外来種を放したりすることのないようにします。
- ・野生動物に餌を与えたり、生ごみ等をあさられたりすることのないようにします。

(2) 事業者の取組

- ・事業活動による地域の生態系や希少生物への影響を抑えるよう努めます。
- ・水源かん養や土地保全などの公益的機能の保全のため、植林地や農地の維持管理に努めます。

1. 多様な自然との共生

(2) 都市環境

1) 現況と課題

身近にふれあえる自然は、市民生活に潤いと安らぎをもたらします。そのため、保全と活用のバランスを取りながら整備していくことが重要です。

本市では、牧山市民の森などの整備を行ってきており、これらは都市の中で自然とふれあえる場として重要な役割を担っています。

また、市民の憩いの場として市街地に公園や緑地などが設置されています。

都市公園の整備状況は、令和元年度（2019年度）末現在で85か所、総面積130.81ヘクタール、これを市民1人当たりに換算すると約9.2平方メートルとなっています。

なお、市民1人当たり公園面積の全国値は約10.6平方メートル、宮城県は約19.4平方メートルであり、これらと比較すると本市の値は低くなっています。

宅地開発や道路整備などの都市化が進んでくると、田畑が少なくなったり、また、私たちが台所や風呂から流す生活雑排水や農薬などが原因で、川や堀が汚れ、生き物が少なくなったりして、身近に自然とふれあえる場が減少してきています。

今後も、都市周辺の里山など多様な生物が生息・生育する自然環境を保全するとともに、都市における公園・緑地や親水空間の整備を進め緑と水のネットワークを形成し、自然とふれあう機会を創出していくことが必要です。

東日本大震災後の復興事業についても、緑化に配慮をしながら進める必要があります。現在、旧北上川などにおいて緑や水辺に親しめる環境の計画的な整備を進めています。また、避難場所でもある公園などについては、憩いの空間としての充実と利便性を維持するために整備を進めています。

■都市公園一覧

種別数	公園数	面積（㎡）
街区公園	62	138,141
近隣公園	5	89,122
地区公園	3	100,809
運動公園	3	327,276
風致公園・墓地	3	627,545
都市緑地	9	25,219
合 計	85	1,308,112

資料：石巻市「石巻市の都市計画（令和2年度）」

2) 環境目標と指標

都市環境に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『身近に緑とふれあえる環境を創出します』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
「公園などの緑が豊かだ」と いった都市環境の満足度	31.8%	50.0%

■環境・取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
1 人当たり都市公園面積	8.7 m ² /人	16.0 m ² /人

3) 市が実施する施策

- 都市公園や親水空間の整備を推進します。
- 復旧・復興事業における緑の創出に努めます。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・緑を育み、緑を楽しむ暮らしに努めます。
- ・敷地や建物の緑化に努めます。

(2) 事業者の取組

- ・工場・事業所の緑化に努めます。

1. 多様な自然との共生

(3) 地域景観

1) 現況と課題

本市には、環境省の「残したい日本の音風景 100 選」に選ばれた「北上川河口のヨシ原」や草原景観が尾根沿いに連なる籠峰山^{かごぼう}、上品山^{じょうほん}から見下ろす石巻平野の田園とその中を蛇行する北上川の景観など、自然と人の営みとが相まって形成されてきた景観が多く残っています。

また、土木学会が選奨する土木遺産に野蒜築港^{のびる}関連事業である石井閘門^{こうもん}や北上川改修工事の一環である福地水門などが選ばれるなど、自然と調和しながら進めてきた地域開発の歴史の証人ともいえる施設群が地域の風景として親しまれています。

このように自然や歴史に根差した景観があるとともに、田代島、網地島^{あじ}、牡鹿半島^{おしか}を一望できる日和山公園、旧北上川の景観と調和した石ノ森萬画館、海岸景観と一体となったサン・ファン・パウティスタパークなど、市民や来訪者に親しまれている景観も存在しています。

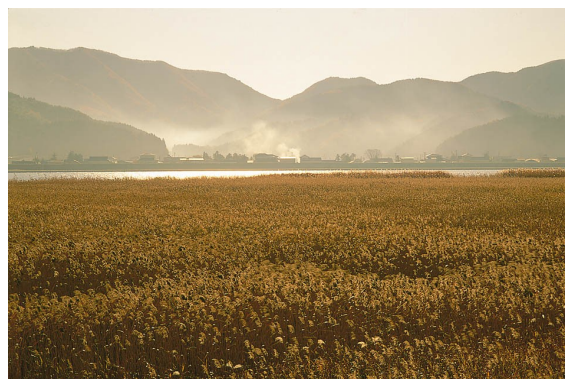
東日本大震災において、本市沿岸部は津波により大きな被害を受け、震災以前の漁業集落の景観の多くが消失しましたが、周辺の自然景観に配慮して新たな景観が整備され、すでに多くの市民が高台などに移転しています。

自然と調和した良好な景観は、市民にとってはふるさとの誇りであるとともに心のよりどころであり、来訪者にとっては地域の魅力となることから、次世代への責任としてその保全・創出に努めていく必要があります。

■ 石ノ森萬画館



■ 北上川のヨシ原



2) 環境目標と指標

地域景観に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『地域らしさを活かした景観づくりを進めます』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
「農地の緑が豊かだ」と いった田園景観の満足度	55.4%	70.0%
「街並みが美しい」と いった都市景観の満足度	12.9%	30.0%

3) 市が実施する施策

○自然や文化、歴史など地域特性を活かした景観の形成を推進し、魅力あるまちづくりを推進します。

○自然環境や美しい景観に影響を与える無秩序な開発を抑制し、景観を守ります。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・地域の景観に目を向け、自然や歴史について、積極的に学び、体験します。
- ・歴史的な街並みや建物の保存に協力します。
- ・文化財などを傷つけたり、壊したりすることのないようにします。

(2) 事業者の取組

- ・周辺の自然環境や景観などに配慮した建築に努めます。
- ・歴史的な街並みや建物の保存に協力します。
- ・広告物や屋外設備機器の設置、建物等の改装や新築に際しては、周辺の景観との調和、自然景観や歴史的環境の保全に努めます。

2. 環境負荷の低減

2. 環境負荷の低減

市民一人一人が健康な生活を送るためには、大気や水を安全な状態に保つこと、また、身近な生活環境における不快な騒音や振動、悪臭、汚染物質の影響などに悩まされることのないようにしていくことが不可欠です。

そのため、日常生活を取り巻く環境について、市民が安心して暮らすことのできる良好な状態の維持に向け「環境負荷の低減」を目指します。

(1) 大気環境

1) 現況と課題

大気を汚す原因には、自動車の排気ガスや工場・事業場のボイラー、建設工事に伴う粉じん、廃棄物の不適正焼却によるばい煙やダイオキシン類などがあります。また、近年では微小粒子状物質（PM2.5）についても注意が必要となっています。本市では、令和元年度（2019年度）は二酸化硫黄や浮遊粒子状物質、二酸化窒素については、環境基準を達成しており、経年的にも低い値で推移しています。また、アスベスト及びダイオキシン類についても基準を満たす結果となっており、本市の大気は良好な状況を保っています。

大気汚染を防止するために、大気環境の監視を行うとともに、自動車や工場・事業場などの発生源への指導に取り組んでいく必要があります。

本市の騒音としては、工場・事業場や建設工事によるもの、自動車等の走行によるものなどがあります。これらの騒音は住民の生活環境に多大な影響を及ぼすものとなっており、近隣騒音が原因のトラブルも発生しています。

また、本市は航空自衛隊松島基地の離着陸経路の下に位置していることから、自衛隊機の騒音の影響を受けているほか、各種工場、家庭の浄化槽等を発生源とする悪臭の苦情なども寄せられています。

今後も、市としては、航空機騒音の測定・分析を充実させるなど、騒音・振動や悪臭への対策に取り組んでいく必要があります。

第2章 環境像の実現に向けた取組

■大気環境の苦情発生件数の推移

公害種別	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)
騒音	42	9	13	29	25
振動	2	1	1	4	7
悪臭	29	10	7	32	40
大気汚染	4	2	4	8	16
合 計	77	22	25	73	88

公害種別	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
騒音	17	32	24	18	21
振動	5	2	4	1	3
悪臭	31	26	17	23	22
大気汚染	15	11	5	14	8
合 計	68	71	50	56	54

※ 1 件の苦情で騒音・振動両方に係る場合は各々計上しています。

資料：石巻市

2) 環境目標と指標

大気環境に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『きれいな空気と静けさを確保します』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
「空気がきれいだ」 といった大気環境の満足度	55.3%	70.0%
大気環境に係る苦情処理割合	100.0%	100.0%

2. 環境負荷の低減

■環境指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
二酸化硫黄（SO ₂ ）の環境基準達成率	100.0%	現状維持
浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成率	100.0%	現状維持
二酸化窒素（NO ₂ ）の環境基準達成率	100.0%	現状維持
航空機騒音の環境基準達成率	100.0%	現状維持
自動車騒音の環境基準達成率 (測定箇所平均達成率)	86.2%	95.0%

■取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
航空機騒音監視体制の整備 (固定局数)(累計)	0 局	3 局
E V (電気自動車)の導入台数 (累計)	0 台	12 台

3) 市が実施する施策

- 大気汚染や悪臭、騒音・振動に関して、関連法令や公害防止協定などに基づき、監視・指導を行います。
- 大気や騒音・振動のモニタリング等を行うとともに、情報を公表します。
- 大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
- 低公害車の普及・啓発を行うとともに、公用車への積極的な導入を推進します。
- 航空機騒音について、市は騒音の測定・分析を行い対策を推進するとともに、市民に対しては航空機騒音の実態を周知していきます。
- 道路の騒音の多い区間に対する対策を進めます。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・ 家庭から悪臭や騒音・振動を出さないようにします。
- ・ 自動車やオートバイから騒音を出さないようにします。
- ・ 航空機騒音対策に関する活動に取り組みます。
- ・ 自動車を購入する際は、低公害車を選びます。
- ・ 自動車に乗るときは、エコドライブを心がけます。
- ・ 公共交通の利用促進に協力します。

(2) 事業者の取組

- ・ 大気汚染防止対策の充実に努めます。
- ・ 近所の迷惑となる悪臭や粉じん、騒音・振動の発生防止対策の徹底に努めます。
- ・ 社用車両などの騒音・振動の防止を徹底します。
- ・ 低公害車などの環境負荷の少ない車の導入に努めます。
- ・ 自動車に乗るときは、エコドライブを心がけます。

2. 環境負荷の低減

(2) 水環境

1) 現況と課題

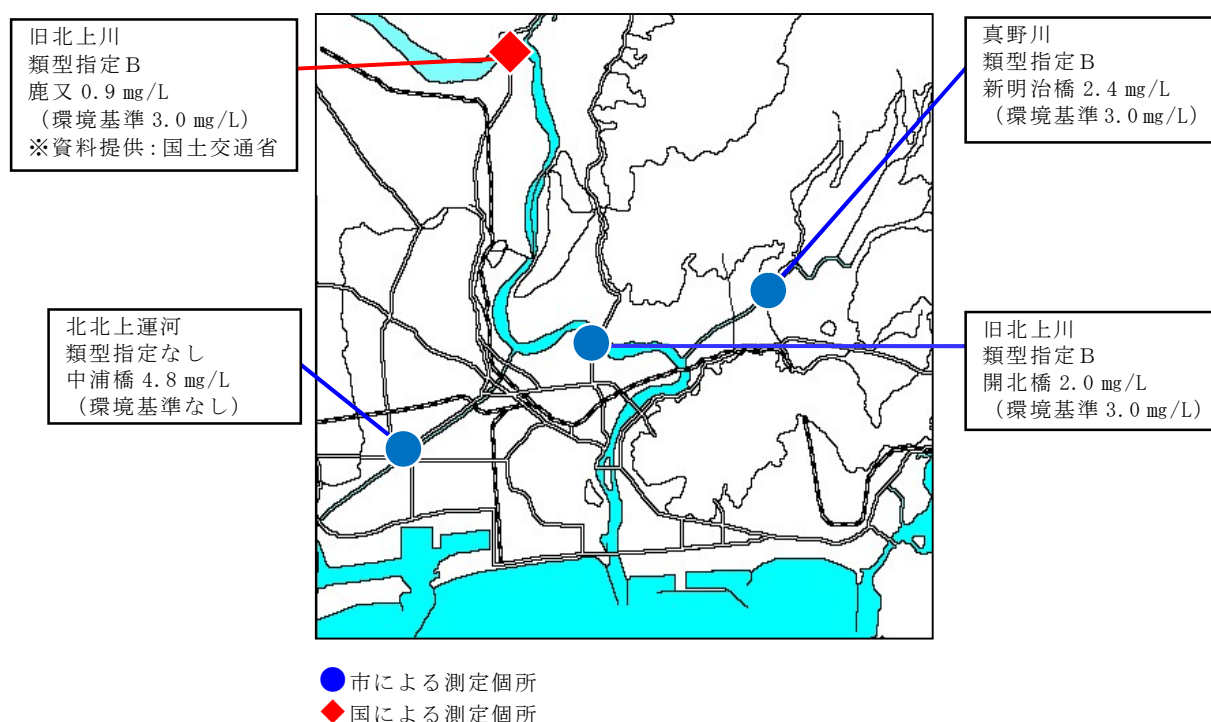
水は、生命の源であるとともに、私たちの生活に欠かすことのできない資源です。地球上に存在する水のうち河川や湖沼などの淡水は、約 0.01%と大変貴重なものです。本市は、北上川、旧北上川、北北上運河、太平洋などの豊富な水に恵まれています。私たちが一人一人が水を汚れから守るとともに、節水に心がけ雨水利用など水の有効活用をしていかなければなりません。

令和元年度（2019 年度）の本市の水質は、「人の健康の保護に関する環境基準」では、河川・海域ともに全ての調査地点で基準を満たしています。

一方、「生活環境の保全に関する環境基準」では、河川については、一時的に旧北上川（開北橋）において大腸菌群数の超過が確認されましたが、BOD（河川の有機汚濁を測る指標）については、すべての地点において、基準値を満たしています。また、海域については、21 か所中、11 か所でCOD（海域や湖沼の有機汚濁を測る指標）の基準超過が確認されました。

今後も川や海の汚濁を防止するために、水環境の監視を行うとともに、水質汚濁事故や流入するごみ、生活系・産業系排水への対策、水質浄化に取り組んでいく必要があります。

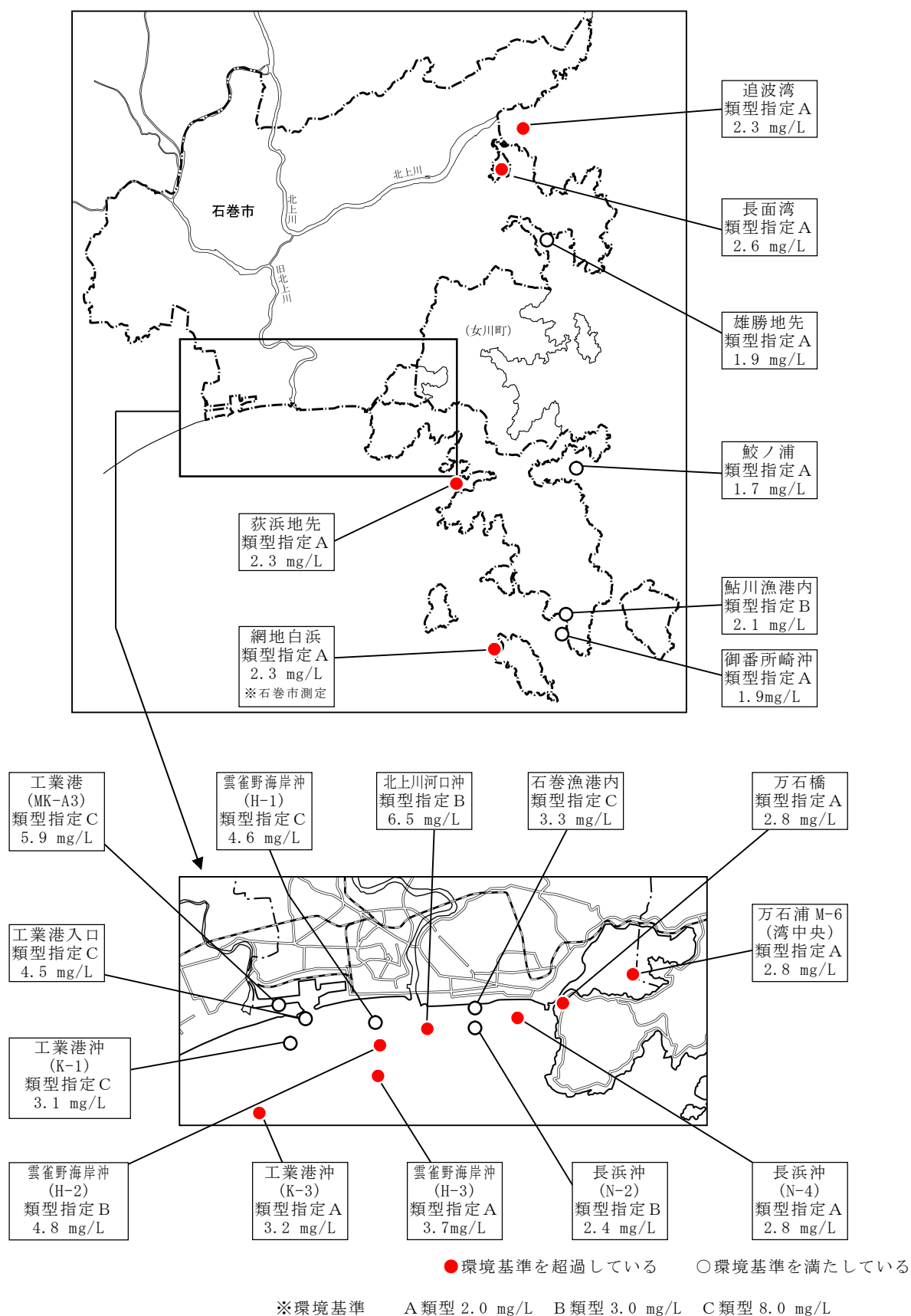
■河川におけるBOD（生物化学的酸素要求量）75%値



資料：石巻市「令和 2 年版 石巻の環境」

第2章 環境像の実現に向けた取組

■海域におけるCOD（化学的酸素要求量）75%値



資料：石巻市「令和2年版 石巻の環境」

2. 環境負荷の低減

2) 環境目標と指標

水環境に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『安全で清らかな水を確保します』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
「河川の水がきれいだ」 といった水環境の満足度	21.7%	40.0%
「海の水がきれいだ」 といった水環境の満足度	21.7%	40.0%

■環境指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
河川におけるBODの環境基準達成率（達成箇所数）	7 箇所中 6 箇所	7 箇所中 6 箇所
海域におけるCODの環境基準達成率（達成箇所数）	21 箇所中 10 箇所	21 箇所中 11 箇所

■取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
下水道処理区域内の水洗化率	73.8%	84.75%

3) 市が実施する施策

○水質のモニタリングを行うとともに、情報を公表します。

○水質汚濁防止や節水に関する普及・啓発を推進します。

○下水道などの汚水処理施設の整備及び適正管理、合併処理浄化槽の設置促進を行います。

第2章 環境像の実現に向けた取組

- 広報により水質汚濁事故の未然防止対策を推進します。
- 雨水排水ポンプ場及び雨水排水路の整備を推進します。
- 森林の水源かん養機能の維持に努めます。
- 地盤沈下の監視を行うとともに、市街地の地下水かん養など水資源の循環を推進します。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・川や海にごみを捨てないようにします。
- ・水質汚濁の原因となりやすい液体やごみを排水に流さないようにします。
- ・公共下水道などが整備されている地区では、早期に下水道に接続します。
- ・公共下水道などが整備されていない地区では、合併処理浄化槽を設置し適正な維持管理に努めます。
- ・日常生活において水の節約や有効利用に努めます。

(2) 事業者の取組

- ・排水処理施設の整備・管理に努めます。
- ・川や海にごみや汚れが流出しないようにします。
- ・水質汚濁事故を防ぐため、化学物質や油類などの流出防止を徹底します。
- ・減肥料・減農薬や養殖場の環境対策など、環境保全型農林漁業の実践に努めます。
- ・事業活動において水の節約や有効利用に努めます。

2. 環境負荷の低減

(3) その他の環境負荷

1) 現況と課題

現代社会では多種多様な化学物質が利用されています。これらは、使用・廃棄等の仕方によっては土壌・地下水汚染などの問題を引き起こし、人体への影響も懸念されます。暮らしの中で接しやすいものとしては農薬や溶剤などがあり、また規制物質として PCB やトリクロロエチレン、ダイオキシン、六価クロムなどがよく知られています。

県では、水質の状況把握のため地下水の調査を行っており、これまでに市内で環境基準の超過は確認されていません。

今後も、法律に基づく指導、啓発、汚染状況の調査など、有害化学物質による被害を防ぐための対策に取り組んでいく必要があります。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故により大量の放射性物質が広く拡散し、牡鹿地区・金華山の山間部の一部において要件（国の汚染状況重点調査地域指定要件は毎時 0.23 マイクロシーベルト以上）を超過する数値が観測されました。そのため、平成 23 年（2011 年）12 月に環境大臣より「汚染状況重点調査地域の指定」を受けましたが、平成 25 年（2013 年）6 月には解除されています。本市では、震災後、小中学校、保育所（私立含む。）等の施設において、空間放射線量率の測定を定期的に行っています。平成 25 年（2013 年）2 月以降は全ての地域において指定要件を超える数値は観測されていません。

その他、日照障害、電波障害、光害などの都市化の進展に伴う環境問題もあることから、それらへの対策や、市民の化学物質使用に関する啓発などにも取り組んでいく必要があります。

第2章 環境像の実現に向けた取組

■市内の主な測定場所の空間放射線量率

(測定値は令和元年度測定値の平均値)

(単位：マイクロシーベルト/時)

測定場所		測定値	測 定 場 所		測定値	測 定 場 所		測定値
市立幼稚園・認定こども園	稲井幼稚園	0.06	市立保育所	若草保育所	0.06	私立保育所	広渕保育所	0.06
	桃生幼稚園	0.07		水押保育所	0.06		乳幼児保育園 ミルク	0.06
	湊こども園	0.08		水明保育所	0.05	公共施設・その他	市役所北出入口 前	0.06
市立小学校	石巻小学校	0.06		飯野川保育所	0.05		石巻斎場	0.07
	釜小学校	0.06		大谷地保育所	0.06		サンファン館	0.09
	渡波小学校	0.07		二俣保育所	0.06		雄勝総合支所	0.06
	大街道小学校	0.07		大川保育所	0.07		雄勝森林公園	0.07
	東浜小学校	0.07		前谷地保育所	0.06		旧水浜小学校	0.06
	大原小学校	0.08		和渕保育所	0.07		旧大須小学校	0.07
	寄磯小学校	0.09		鹿又保育所	0.06		旧吉浜小学校	0.07
市立中学校	青葉中学校	0.06		北村保育所	0.07		小渕浜漁港	0.06
	荻浜中学校	0.07		須江保育所	0.07		鮎川浜～鬼形 IC	0.14
高校	桜坂高校	0.07		桃生新田保育所	0.07	新山浜消防ポン プ置場前	0.08	
市立保育所	鹿妻保育所	0.06	橋浦保育所	0.07	谷川浜地内	0.09		
	蛇田保育所	0.07	相川保育所	0.07	全46か所			
	井内保育所	0.04	牡鹿地区保育所	0.08				

※基準値 0.23 マイクロシーベルト/時 (μSv)

資料：石巻市「令和2年版 石巻の環境」

2. 環境負荷の低減

2) 環境目標と指標

その他の環境負荷に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『安全で快適な生活環境を確保します』

(2) 環境目標

■環境・取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
アスベストに係る 規制基準達成率	100.0%	現状維持
ダイオキシン類（大気） に係る環境基準達成率	100.0%	現状維持
ダイオキシン類（水質） に係る環境基準達成率	100.0%	現状維持

3) 市が実施する施策

- 土壌汚染や有害化学物質・放射性物質等による環境汚染に関して、関連法令などに基づき、情報の収集に努めます。
- 宮城県と連携しながら原子力安全協定に基づき、監視情報の収集及び公開に努めます。
- 日照障害、電波障害、光害などの環境問題の情報収集と対応策の検討を進めます。

4) 市民・事業者求められる取組

(1) 市民の取組

- ・消毒薬や殺虫剤、除草剤等は正しく使い、必要以上に使わないようにします。

(2) 事業者の取組

- ・有害化学物質の適正管理を徹底します。
- ・化学物質の適正利用を徹底し、必要以上に使わないようにします。
- ・日照障害、電波障害、光害などを未然に防止するよう努めます。

3. 循環型社会の構築

現代においては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会を形成し、地球環境に様々な問題を引き起こしていることから、環境への負担ができるだけ低減された「循環型社会」への転換が求められています。

このことは、単に燃やして埋める処理から、トータルの視点でのごみの減量化と適正処理への転換が求められており、3R（排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組による各種施策が必要とされています。

そのため、環境負荷の低減が図られるとともに、地域経済の活性化にもつながる「循環型社会の構築」を目指します。

（1）廃棄物

1) 現況と課題

ごみは、日常生活から排出される「家庭（生活）ごみ」と、事業活動に伴って排出される「事業（営業）ごみ」とに大きく分けられます。

本市では、多様化、増大するごみに対し、可能な限り資源化するために6種類19分別の分別収集を実施し、平成28年度（2016年度）は古着・布類の品目の回収拡大、平成29年度（2017年度）は使用済み小型家電回収など、より踏み込んだ減量化及び資源化に取り組んできました。

平成26年度（2014年度）のごみ量は57,802トンであったのに対し、令和元年度（2019年度）は55,042トンであり、過去6年間の推移をみると減少傾向にあります。

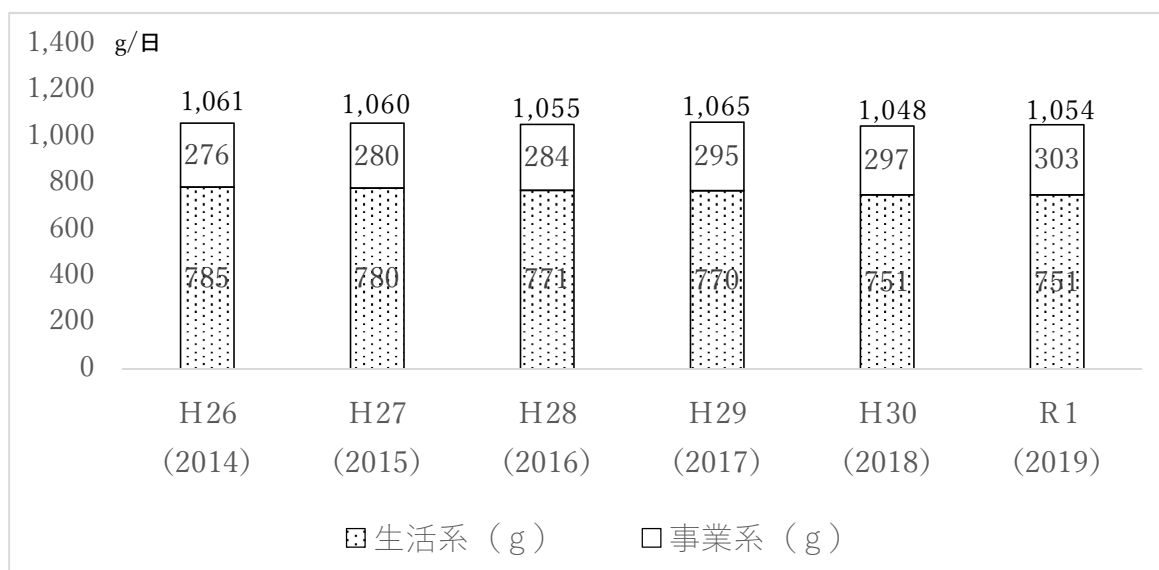
1人1日当たりのごみ排出量も、平成26年度（2014年度）は1,061グラムであったのに対し、令和元年度（2019年度）は1,054グラムであり、減少傾向にあります。しかし、平成30年度（2018年度）の全国平均値918グラム、県平均値972グラムには及んでいません。

このため、市民一人一人が商品の購入から使用及び廃棄の段階で、ごみの減量や再利用に努めることが求められています。

今後も、ごみの適正処理や環境美化、公衆衛生活動、不法投棄の防止に取り組んでいく必要があります。

3. 循環型社会の構築

■ごみ排出量の推移（集団資源回収を含む）



年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
排出総量	57,802t	57,658 t	56,950 t	56,946 t	55,403 t	55,042 t

2) 環境目標と指標

廃棄物に関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『ごみの減量化と適正処理に取り組みます』

(2) 指標

■総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
一般廃棄物の埋立処分量	6,688 t	5,154t

■環境・取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
1 日 1 人当たりの生活系ごみ 排出量	785 g	698g

※目標値は、「事業系ごみ排出量」を含めない値とした。（事業系ごみ排出量を含めた 1 日 1 人当たりの排出総量 基準値：1,061 g、令和 7 年度目標値：980 g）

3) 市が実施する施策

- 雑紙の分別回収や生ごみの水切りの啓発により、ごみ排出抑制を推進します。
- 分別指導の徹底を図り、家庭ごみ・事業ごみの排出量の削減を進めます。
- 一般廃棄物最終処分場の適正管理を進めます。
- 関係機関と連携しながら監視体制を強化し、不法投棄の未然防止、早期発見、早期解決への取組を推進します。

4) 市民・事業者に求められる取組

(1) 市民の取組

- ・日常生活においてごみの減量化に努めます。
- ・ごみ出しのルールを守ります。
- ・不法投棄などの防止のため、所有する土地・建物の管理や地域の美化に努めます。
- ・ごみの野外焼却はやめます。

(2) 事業者の取組

- ・事業活動においてごみの減量化に取り組みます。
- ・事業ごみの適正な処理に努めます。
- ・不法投棄などの防止のため、所有する土地・建物の管理や周辺の美化に努めます。
- ・事業ごみの管理の徹底に努めます。

3. 循環型社会の構築

(2) リサイクル

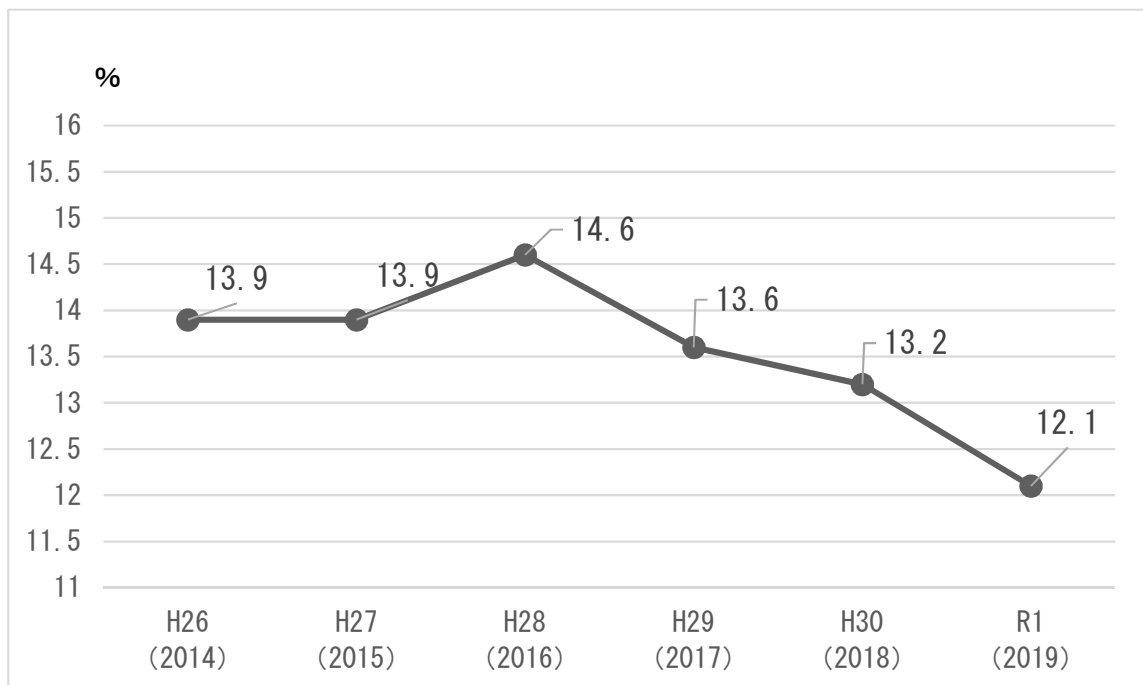
1) 現況と課題

ごみを適正に処理しても、さらなる資源の循環的利用と最終処分量の減量化を進めるためには、①ごみの排出を抑制する（Reduce：リデュース）、②ものをできるだけ再使用する（Reuse：リユース）、③ごみを再生利用する（Recycle：リサイクル）、の3Rを推進する必要があります。

本市では、再資源化の取組として、雑紙類や不燃ごみ中の金属類・ガラス類等の古着・布類分別回収を行っているほか、自主的な集団資源回収、焼却施設での再資源化によりごみのリサイクルを推進していますが、リサイクル率は令和元年度（2019年度）で12.1%となっています。過去6カ年の推移としては、平成28年度（2016年度）は古着・布類の品目の回収拡大等により一時的に増加しましたが、その後は減少傾向となっています。

今後は、リデュースの推進によるごみ排出量の削減を促進するとともに、リユース、リサイクルの推進による資源の消費抑制と有効利用を図っていくため、新たな施策や周知徹底を実施していく必要があります。

■リサイクル率の推移



2) 環境目標と指標

リサイクルに関する環境目標と環境指標を次のように設定します。

(1) 環境目標

『資源のリサイクルを進めます』

(2) 指標

■ 総合指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
リサイクル率	13.9%	14.9%

■ 環境指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
収集・直接搬入による資源化量	5,586 t	5,198t
集団回収による資源化量	839 t	682t

■ 取組指標

項 目	基準値 平成 26 年度 (2014 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)
再生資源集団回収報奨金交付団体数	117 団体/年	130 団体/年
資源回収実施団体による実施回数	459 回/年	520 回/年

3) 市が実施する施策

- 廃棄物の処理にあたっては資源化を推進し、リサイクル率の向上に努めます。
- 3Rに関する普及・啓発を推進します。

3. 循環型社会の構築

○可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ等、廃棄物を一元化できるよう、広域的なメリットを活かし、関係自治体等と将来の廃棄物処理施設のあり方等を、協議・検討していきます。

4) 市民・事業者求められる取組

(1) 市民の取組

- ・ 3Rを実践するエコライフを身につけます。
- ・ 集団資源回収に参加、協力します。

(2) 事業者の取組

- ・ 3Rを実践するエコオフィスを定着させます。
- ・ 少量に分けて売るなど、ごみが発生しないような商品の販売に取り組みます。
- ・ 再生原材料の活用に取り組みます。